

平成 20 年 3 月 27 日

独立行政法人農畜産業振興機構「省 CO2 行動ルール」

1 自動車等の効率利用

公用車を利用する場合は、必要最小限とする。また、その際は、公用車の共同利用に一層努める。なお、近距離の移動は、徒歩又は公共交通機関の利用を心がける。

2 電力消費量等の削減

(1) 電力消費量の削減

ア パソコンについては、昼休みや長時間の離席時等、一定時間使用しない時は電源を切る。また、それ以外の OA 機器についても、帰宅時に確実に電源を切るなど、待機電力の削減に努める。

イ 事務所が入居する共用賃貸ビルの冷暖房システムの稼働中は、原則として、個別空調機を使用しない。

ウ 昼休みには業務に支障のない範囲で執務室を消灯する。また、残業時においても照明は、必要最小限のものとする。

エ 会議室、書庫等の常時使用しない部屋は、使用後に照明及び冷暖房機器のスイッチを確実に切る。

オ ノー残業デーの一層の徹底を図る。ノー残業デーの午後 5 時以降は、主催会議を行わない。

カ 最寄り階への移動は階段を利用し、エレベーターの利用は極力控える。

(2) 水道使用量の削減

水道の蛇口をこまめに閉め、節水に努める。

(3) 用紙類使用量の削減

ア 各種資料の簡素化、両面コピーを推進する。

イ 両面印刷、両面・集約（2 in 1）コピーを極力利用する。

ウ 不要となったコピー用紙（使用済文書等）は、守秘性の高い文書など適当でない場合を除き、メモ用紙等として裏面利用する。

3 廃棄物の減量

(1) 3R (Reduce, Reuse, Recycle) に努める。

(2) ごみの分別は、ビル管理会社の分別方針に基づいて適切に実施する。

4 物品の長期使用

詰め替え可能な文具類（朱肉、スタンプ、ボールペン、のり等）は、補充液、替え芯等を利用する。